

## [新しい活動指針（案）に基づく運営基盤強化の取組み]

## 法人移行の検討について（案）

## （1）法人移行を検討する理由

- ① 公益活動が継続的かつ安定的に実施できるよう、自主財源を一定程度確保する必要があることから、社会貢献のコストとして収益を計上できるようにする。
- ② 理事会設置による運営体制の強化を図り、事業の継続性と発展性、リスク管理を担保する。
- ③ スタッフや財源が不足している現状を打開して業務遂行能力の拡充強化を目指すとともに、対外的な信用と知名度の向上を図る。

## （2）一般社団法人への移行を選択した理由

一般社団法人は、NPO法人等と違い事業目的の制限もなく、収益事業を行うこともできる。

また、監督官庁がなく、登記のみで設立でき、手続きや運営がNPO法人等より簡便である。

## 《参考》

公益社団法人は、一般社団法人を設立した後に、行政庁（都道府県知事）に対して公益認定申請を行い、公益目的事業の妥当性、運営に関する経理的基礎や技術的能力など多岐にわたる審査を経て認定を受ける必要があるため、将来的検討課題とする。

## （3）法人移行のメリットとデメリット

## 【メリット】

- ・法人名義で法律行為を行うことができ社会的信用が上がる
- ・代表者に事故があった場合でも事業を継続できる
- ・一般的に「公益性」のイメージがある
- ・基金(※)や寄付金が集めやすい（法人税算定における損金算入）  
（※基金とは返還義務を負う拠出金、貸借対照表上は純資産に計上）
- ・金融機関からの資金調達が可能になる
- ・法人対象の支援制度が利用可能
- ・収益事業から生じた所得以外は「非課税」（非営利型法人の場合）
- ・様々な自主事業の実施条件を整えることができる

## 【デメリットや懸念事項等】

- ・設立時社員及び役員の確保
- ・収益事業は課税対象
- ・税負担と税務関係事務、法定の書類作成事務が増える
- ・予め自立可能な収支の見通しを立てる（収益源の確保）
- ・やまがた社会貢献基金の助成対象外となる
- ・役員再任の際に書類作成と登記手続きの登録免許税がかかる

#### (4) 法人設立検討委員会の設置

①法人の目的と事業内容、②法人の組織設計、③収支見通しの確立（会費改定や想定収益の検討）、④法人移行に向けた手続きなど、法人設立の前提となる諸課題について具体的な検討を進める。

#### (5) 組織体制の整備

##### ①設立時社員の募集・決定

設立時社員は、法人の設立を発起し手続きを行う。具体的には、定款の作成、理事や監事の選任、所在地の決定などの役割があり、以下の責任を負う。

- ・ 任務懈怠に基づく損害賠償責任
- ・ 第三者に対する損害賠償責任
- ・ 法人不成立の場合の責任

##### ②理事の役割と責務

- ・ 業務の意思決定：理事会
- ・ 業務執行：代表理事・業務執行理事
- ・ 個々の理事の役割は、代表理事・業務執行理事に選定されない限り、理事会のメンバーを構成するにとどまる
- ・ 理事は一般社団法人に対し善良なる管理者としての注意義務（善管義務）、一般社団法人の為に忠実に職務を行う義務（忠実義務）を負う。

理事がこの義務違反を行った場合、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

##### 《参考》

個人である理事は、原則として法人の負債について法的責任を負わない。

ただし、法人の債務について連帯保証している場合や、明らかに不合理・不適切な職務執行をして法人を破産させるに至ったような場合、法令に抵触する行為をしていた場合等を除く。

#### (6) 想定スケジュール

令和4年度通常総会（6月28日）

一般社団法人への移行に向けて検討を進めること及び法人設立検討委員会の設置について承認を得る

##### 法人設立検討委員会

- ①法人移行の前提となる目的・事業内容・収支計画等の検討（コア事業の決定、収益源の確保）
- ②定款原案（法人名～所在地～目的～事業内容～組織体制～その他）の検討
- ③設立時社員（理事及び監事候補者）の決定（新規登用や募集も検討）

#### 設立時社員総会＝一般社団法人の設立を発起

- ①設立に関する事務手続きを設立時社員が連名で行う
- ②機関設計の決定：社員総会＋理事＋理事会＋監事（想定）
- ③定款の決定
- ④設立時理事及び設立時監事の選任、設立時代表理事の選定など

#### 令和5年度通常総会（想定）

- ①一般社団法人設立登記完了後に任意団体美しい山形・最上川フォーラムを解散する決議

#### 定款の認証

定款の作成が終了したら、公証役場で公証人の認証を受ける

#### 設立登記申請

- ①定款の認証後、法務局へ提出するその他の書類を作成して設立登記の申請を行う
- ②＜法務局へ登記申請をした日＞＝＜一般社団法人の成立日＞  
（提出した書類に不備がなければ1週間程度で登記が完了する）

#### 銀行口座の開設、その他税金・社会保険に関する届出

- ①法人銀行口座の開設手続き
- ②税務署、県税窓口、市役所、年金事務所、労働基準監督所、ハローワーク等への届出
- ③関係機関・団体への告知

#### 一般社団法人理事会

- ①（令和5年度）事業計画及び収支予算の決定など

#### 一般社団法人通常総会（社員総会）

- ①（令和5年度）事業計画及び収支予算の承認など